

公益社団法人日本仲裁人協会による日本語

[翻訳者註] 疑義がある場合には、原文英語版を参照して下さい。

A Note on Translations

This document was originally prepared in English by a working group of the International Bar Association and was adopted by IBA Council Resolution.

In the event of any inconsistency between the English language versions and the translations into any other language, the English language version shall prevail.

Translated by the Japan Association of Arbitrators (JAA): Shunsuke Domon (Project Leader), Jun Kawanami Gai Matsushita, Masataka Sato, Yuto Sobue, Naoki Takahashi, Yoshinori Tatsuno and Shota Toda.

国際仲裁における利益相反に 関するIBAガイドライン

2024年5月25日 国際法曹協会理事会決議による採択

目次

序文.....	2
序章.....	3
第1章：公正性、独立性及び開示に関する一般基準.....	5
(1) 一般原則.....	5
(2) 利益相反.....	5
(3) 仲裁人による開示.....	6
(4) 当事者による放棄.....	8
(5) 範囲.....	9
(6) 関係.....	10
(7) 仲裁人及び当事者の義務.....	11
第2章：一般基準の実際の適用.....	14
(1) 放棄不可能なレッド・リスト.....	15
(2) 放棄可能なレッド・リスト.....	16
(3) オレンジ・リスト.....	17
(4) グリーン・リスト.....	19
2014年ガイドラインの改訂のための タスクフォースのメンバー.....	21

国際法曹協会 (International Bar Association) , Chancery House, 53-64 Chancery Lane, London WC2A 1QS, United Kingdom (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)

電話：+44 (0)20 7842 0090

www.ibanet.org

全ての権利を留保します。

著作権表示 International Bar Association 2024

[翻訳者註] 上記の著作権表示は原文に関するものです。

序文

国際仲裁における利益相反に関するIBAガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）の初版は、IBA仲裁委員会によって（19名の専門家からなる作業部会を通じて）作成され、2004年にIBA理事会によって採択された。このガイドラインは直ちに国際仲裁コミュニティにおいて広く受け入れられ、仲裁人の公平性及び独立性、並びに特定の状況における開示に関して適用されることが期待される基準を反映する確立されたソフトローとして認識されるようになった。レッド、オレンジ、及びグリーンの各リストを用いた革新的な信号システムは、多くの点で国際的な規範となっている。実務家は本ガイドラインをデフォルトとして用いており、ほとんどの仲裁機関、さらには裁判所ですら、国際仲裁における不可欠な原則として本ガイドラインを参照している。このようなガイドラインの必要性には異論のないところであり、唯一の問題は、仲裁実務の発展を踏まえて、本ガイドラインをどのように発展させるべきかである。

IBA仲裁委員会が10年ごとにその規則やガイドラインを順応させるべきか評価する慣行に従い、本ガイドラインは2014年に（27名のメンバーで構成される小委員会による審査を経て）初めて改訂された。本ガイドラインを改訂すべきかどうか、またどのように改訂すべきかについては、本ガイドラインの実際の適用状況を実証的に分析し、明確化や改善の必要性があるかどうかを慎重に判断する必要がある。広く認知されている一連の原則を扱う場合、その改訂範囲の決定は、その目的が基本理念に影響を与えることなく適用される制度を洗練することであるため、本質的に慎重さを要する作業となる。本ガイドラインは商事仲裁と投資仲裁のみならず、専門的な仲裁スキーム（例えば、海事、スポーツ、商品取引）、法曹資格者及び非法曹資格者の仲裁人等に幅広く適用されることにより、その厳格さの程度については意見の相違が生じ得るところであり、このような要素を全て考慮する必要がある。

IBA仲裁委員会の共同委員長であるSamaa Haridi（2022年）、Valeria Galíndez（2023年）、及びIBA仲裁ガイドライン・規則小委員会（以下「小委員会」という。）の共同委員長であるErica Steinのリーダーシップのもと、後にClaudia Frutos-Petersonも加わり、2014年ガイドラインの改訂のために新たなタスクフォースが設立された。2022年に小委員会が仲裁実務家を対象に実施した調査では、本ガイドラインは依然として有用かつ効果的なツールであり、ガイドラインの全面的な改訂は必要ないことが確認された。ただし、この調査では、本ガイドラインの現代化や微調整が必要と思われる分野として、(i)仲裁人の開示義務、(ii)第三者による資金提供、(iii) issue conflict、(iv)異なる法域における法曹資格者の組織形態（例えば、バリスターのチェンバース、vereins等）、(v)専門家証人、(vi)国家又はその機関・組織、(vii)非法曹資格者の仲裁人、及び(viii)ソーシャルメディアが指摘された。タスクフォースのメンバーは、2022年の調査で指摘されなかった課題も本ガイドラインの改訂でカバーすべきかを検討する第9番目のチームを含め、これらの問題に取り組むチームに分けられた¹。タスクフォースのチームリーダーとメンバー（総勢60名以上）は、1年以内に作

¹ 仲裁人の開示義務: André Abbud; Julie Bédard; Juliana Castillo; Kun Fan; Jennifer Kirby; Noradèle Radjai; Mohamed S. Abdel Wahab; Galina Zukova. 第三者による資金提供: Crina Baltag; Alfredo Bullard; Zarina Chinoy; Alice Fremuth-Wolf; Tom Glasgow; Duncan Watson. Issue Conflicts: Lawrence Boo; Ji Hi Jung; Silvia Marchili; Lucy Martinez; Alexis Mourre; Mallory Silberman. 異なる法域における法曹資格者の組織形態: Folashade Alli; Pierre Bienvenu; Beata Gessel; Sarah Grimmer; Barton Legum; Louise Reilly. 専門家証人: Daniela Bambaci; Pierre Burger; Stephanie Cohen; Frank Hormes; Jan Heiner Nedden; Jiri Urban. 国家又はその機関・組織: Nicolas Angelet; Giedrė Aukštuolienė; Dyalá Jimenez; Pál Kara; Christian Leathley; Sami Tannous. 非法曹資格者の仲裁人: Richard Apphun; Lauren Friedman; Marily Paralika;

業を完了させるべく、多大な努力を払った。本ガイドラインの更新版は、パブリックコンサルテーションに付され、世界中の数百の仲裁機関にも送付された。寄せられたコメントは収集・分析され、特にそれらのコメントの中でコンセンサスが確認されたものについては、最終版の採択時に考慮された。

2024年ガイドラインの序章では本ガイドラインとその最新の改訂の包括的な目的について説明し、その後、公平性、独立性及び開示に関する一般基準（第1章）、具体的状況のリストによる一般基準の実際の適用（第2章）が続く。

本ガイドラインの改訂では、第1章に記載されている一般基準の重要性を強調しており、利益相反及び仲裁人の開示の必要性を評価する際に、これらの基準は常に考慮されるべきものであり、適用リスト（第2章）よりも下位に位置づけられるべきものではない。第2章の適用リストの更新について、第1章の強化された一般基準に照らして読むと、本ガイドラインは、現在、仲裁利用者及び仲裁コミュニティ全体が仲裁人に対して期待する開示の程度を反映するものとなっている。

IBA仲裁委員会は、Valeria Galíndez及びErica Steinの多大かつ卓越した貢献、並びに2名のタスクフォースの事務局²及びタスクフォースのチームリーダー³に特に感謝の意を表す。また、元IBA会長で仲裁委員会共同委員長であるDavid Rivkinに対しても、賢明な解決策を提供する継続的な支援と熱意に特別な謝意を表す。

本ガイドラインは、以下からダウンロード可能である。

www.ibanet.org/resources

Xavier Favre-Bulle

Chiann Bao

仲裁委員会共同委員長

2024年2月

Sherina Petit; Paul Tichauer; Ren Qing. ソーシャルメディア: Dániel Dózsa; Ricardo Dalmaso Marques; Sylvie Bebohi Ebongo; Christa Mueller; Harold Noh; Yoshimi Ohara; Sofia de Sampaio Jalles. Other Matters: Benan Arseven; Hilde van der Baan; David Blackman; Daniel Heilbron Chrispim; Sandra González; Khaled Abou El Houda

² David Blackman; Viva Dadwal

³ Nicolas Angelet; Crina Baltag; Dániel Dózsa; Sarah Grimmer; Jan Heiner Nedden; Marily Paralika; Louise Reilly; Mallory Silberman; Hilde van der Baan; Galina Zukova

序章

1. 国際仲裁において、仲裁人は、当事者が潜在的な利益相反を特定し評価できるようにし、また仲裁機関や国内裁判所が忌避申立てに適切に対処できるようにするために、開示を行うことが求められる。もっとも、利益相反に関する問題は微妙な場合があり、解決策は事案ごとに異なるため、開示を行うにあたっては困難を伴うことがある。そこで、2004年に、IBA仲裁委員会は、(i)独立し公平な仲裁人の根本的な重要性、(ii)当事者自治の原則、(iii)開示のタイミング、性質、範囲、負担及び開示に関するその他の実務的な問題、(iv)根拠のない忌避申立てから生じ得る結果とコストを含む、様々な要素を考慮した上で、この問題に関するガイドラインを公表した。
2. 2004年ガイドラインは、当時の基準はその適用において十分な明確さと統一性に欠けているとの見解を反映したものである。そこで、2004年ガイドラインは、「一般基準及び一般基準の解説」（以下「一般基準」という。）を規定した。一般基準は、利益相反の存在を評価するための主要な基準（客観的な「合理的な第三者のテスト」の採用）及び開示義務を判断するための主要な基準（主観的な「当事者の視点」の採用）として策定された。
3. それだけにとどまらず、統一性を促進し、かつ、不必要な仲裁人に対する忌避申立て並びに仲裁人の辞任及び排除を回避するため、2004年ガイドラインは、一般基準を説明し、仲裁人が開示を行うことを支援し、また、当事者が開示された情報が仲裁人の独立性及び公平性に疑念を生じさせるものであるかどうかに関する評価を行うことを支援することを目的として、（「レッド」、「オレンジ」及び「グリーン」のリストで示された）具体的な状況をリスト化した。レッド・リストの状況の場合は、利益相反が存在するものと理解される。グリーン・リストの状況の場合は、利益相反又はその外観が生じないものと理解される。オレンジ・リストの状況の場合は、個々の事案の事実関係によっては、当事者の視点から疑念が生じる可能性があり、したがって一般基準3に基づき開示が必要とされる。このようなリスト（以下「本適用リスト」という。）は、2014年のガイドライン改訂時に更新された。2024年の改訂では、一般基準及び本適用リストの双方が、2014年以降の実務上の使用状況を考慮して、さらにアップデートされ、改善された。
4. 本ガイドラインは、以下の一般基準に記載された原則に深く根を下ろした、現在の最善の国際実務についてのIBA仲裁委員会の理解を具現化している。一般基準及び本適用リストは、様々な法域の制定法、実務、及び判例法並びにその他の決定に基づくものであり、また、国際仲裁の主な関係者の判断及び経験に基づいている。本ガイドラインにおいては、国際仲裁の高潔、評判及び効率性を確保する責任を担う当事者、代理人、仲裁人及び仲裁機関の様々な利害の調整に努めた。前任者同様、2014年ガイドラインの改訂のためのタスクフォースのメンバー及び2021/2023年の小委員会は、IBAの年次総会におけるパブリックコンサルテーションや国際仲裁コミュニティとの間のその他の会議や国際仲裁コミュ

ニティーに対する調査を通じて、主要な仲裁機関、企業内弁護士及びその他の国際仲裁の関係者の見解をさらに求め、検討した。受領したコメントは詳細に検討され、その多くは採用された。IBA仲裁委員会は、その提案に対して非常に多くの機関及び個人に真剣に検討していただいたことを、心より感謝している。

5. 本ガイドラインは、全ての仲裁に適用され、当事者の代理人が弁護士か非弁護士か、仲裁人が非法曹資格者であるかにかかわらず適用される。
6. 本ガイドラインは、適用される国内法や当事者の選択した仲裁規則、行動規範又はその他の拘束力のある文書に優先するものではない。しかしながら、2004年・2014年ガイドライン並びにIBA仲裁委員会の制定した他の規則及びガイドラインと同様に、改正後の本ガイドラインが、国際仲裁コミュニティの中で広く受け入れられるとともに、公正性及び独立性についての重要な問題に対処する当事者、代理人、仲裁人、仲裁機関及び裁判所において役に立つことを期待している。本ガイドラインが、健全な常識をもって適用され、また、杓子定規で過度に形式的な解釈をされることなく適用されることを、IBA仲裁委員会は推奨する。
7. 本ガイドラインの第1章には、常に考慮しなければならない原則が含まれている。第2章に記載されている本適用リストは、実務において実際に頻繁に生じる様々な状況の多くを含んでいるが、網羅的であることを意図したものではないし、網羅的とすることもできない。IBA仲裁委員会は、更なる改善を目指して、本ガイドラインの実際の使用状況について継続的に調査する予定である。
8. 1987年に、IBAは、国際仲裁人倫理規則（Rules of Ethics for International Arbitrators）を公表した。当該倫理規則は、本ガイドラインよりも多くの事項を含んでおり、本ガイドラインで議論されていない事項に関しては引き続き有効である。本ガイドラインで取り扱われている事項に関しては、本ガイドラインが倫理規則に優先する。

第1章：公正性、独立性及び開示に関する一般基準

(1) 一般原則

全ての仲裁人は選任を受諾した時から最終仲裁判断を下す時又はその他の事由により手続が終局的に終了する時まで公正かつ当事者から独立していなければならない。

一般基準1の解説：

本ガイドラインに通底する基本原則は、全ての仲裁人は、仲裁人の選任を受諾した時から、適用される規則に基づく仲裁判断の訂正又は解釈の手続の期間（その期間が知られており認知可能なことが前提である）を含む仲裁手続全体を通して、公正かつ当事者から独立していなければならないということである。この義務は、関係する裁判所又は機関における仲裁判断の取消手続の期間まで延長されるものではない。したがって、その意味での仲裁人の義務は、仲裁廷が最終仲裁判断を下し、適用される規則に基づき許容される訂正若しくは解釈がなされ、若しくはかかる手続の申立て期間が満了したとき、（例えば、和解した場合のように）仲裁手続が終局的に終了したとき、又は仲裁人が管轄権を有しなくなったときに、終了する。仲裁判断取消しその他の手続の後、当該紛争が同一の仲裁廷に差し戻された場合には、改めて潜在的な利益相反事由の開示及び検討が必要となる。

(2) 利益相反

- (a) 仲裁人は、自身の公正性又は独立性に何らかの疑いがある場合には、選任を辞退し、又は既に仲裁手続が開始されている場合には仲裁人としての活動の継続を拒絶するものとする。
- (b) 関連する事実又は状況を認識している合理的な第三者の視点から、仲裁人の公正性又は独立性に正当な疑いを生じさせる事実及び状況が存在した場合又は選任の後に生じた場合も、当事者が一般基準4に規定されている要件にしたがって仲裁人を受け入れた場合を除き、同原則が適用される。
- (c) 関連する事実及び状況を認識している合理的な第三者が、仲裁人が結論を下すにあたり、事件に関して当事者が提出する内容以外の要素により影響を受ける可能性があるとの結論に達するであろう場合には、その疑いは正当なものである。
- (d) 放棄不可能なレッド・リストに記載されている事情のいずれかが存する場合には、仲裁人の公正性又は独立性に正当な疑いが必然的に存在する。

一般基準2の解説：

- (a) 仲裁人が自己の公正性及び独立性に疑いを持った場合には、仲裁人は選任を辞退するか、活動の継続を拒絶しなければならない。この基準は仲裁手続がいかなる段階にあるかにかかわらず適用される。これは、混乱を回避し仲裁手続の信頼を育むため、本ガイドラインに明記された基本原則である。
- (b) 一般基準2における「公正性又は独立性」という用語は、広く採用されている国際連合

際商取引法委員会（UNCITRAL）モデル法12条に由来するものであり、同条は仲裁人の欠格事由を規定する。UNCITRALモデル法12条(2)で規定されているとおり、欠格事由のテストは客観的なものであり（「合理的な第三者のテスト」）、仲裁人の公正性又は独立性に対する正当な疑いに基づく外形テストが用いられている。仲裁人が選任を辞退するべきか、又は活動の継続を拒絶するべきかを判断する際には、関連する事実又は状況を評価するための客観的な基準を念頭に置くべきである。仲裁人は、客観的な利益相反が一般基準4に従って放棄されない限り、客観的な利益相反が存在することになるので、一般基準2(b)に従い、選任を辞退するか、活動の継続を拒絶しなければならない。

- (c) 正当な疑いが存在する場合、例えば放棄不可能なレッド・リストに記載されている状況のような場合には、仲裁人は、選任を辞退するか、活動の継続を拒絶するべきである。しかし、放棄可能なレッド・リストに記載されている状況のような場合には、正当な疑いの存在は、その代わりに仲裁廷が一般基準3に従って開示を行うことにつながる可能性がある。
- (d) 正当な疑いの基準に依拠する法や規則がその基準を定義していないことがしばしばある。この一般基準は、この判断にあたってのいくばくかの示唆を提供しようというものである。例えば、いかなる者も自らに対する判断権者とはなり得ないから、仲裁人と当事者が同一であってはならない。それゆえ、当事者は、かかる状況から生じる利益相反については、放棄することもできない。

(3) 仲裁人による開示

- (a) 当事者の視点から仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるであろう事実又は状況が存するときは、仲裁人は、選任の受諾に先立って、又は受諾後それらを認識した後速やかに、当事者、仲裁機関又は（存在し、かつ適用される機関の規則により義務付けられている場合には）その他の仲裁人選任機関及び他の仲裁人に対して、そのような事実又は状況を開示するものとする。一般基準7(d)に基づく仲裁人の調査義務を前提として、仲裁人は、事実又は状況を開示するべきか否かを判断するにあたり、自らが認識しているすべての事実及び状況を考慮に入れるべきである。
- (b) 将来発生し得る事実及び状況に起因する潜在的な利益相反に関する事前宣言又は事前放棄は、一般基準3(a)に基づく仲裁人の継続開示義務を免責するものではない。
- (c) 開示をした仲裁人が、開示した事実があるにもかかわらず自身を公正かつ当事者から独立しており、したがって仲裁人としての職責を果たすことができると考えるときは、一般基準1及び2(a)に従う。そうでなければ、初めから指名又は選任を辞退するか、辞任することになる。
- (d) 仲裁人がある事実又は状況を開示するべきか疑義がある場合には、開示する方向で解決されるべきである。
- (e) 仲裁人が開示を行うべきであると判断したものの、職業上の守秘義務、又はその他の実務上若しくは職業倫理上の規則により開示ができない場合には、仲裁人は選任を拒絶するか又は辞任するべきである。
- (f) 仲裁手続の段階は、事実又は状況を開示するべきか否かという仲裁人の判断に影響を与えてはならない。

- (g) 仲裁人が、当事者の視点からその公正性又は独立性に疑いを生じさせ得る一定の事実及び状況を開示しなかったとしても、それは利益相反が存在すること又は欠格事由の存在が認められるべきことを必ずしも意味するものではない。

一般基準3の解説：

- (a) 一般基準3(a)に基づく仲裁人の開示義務は、当事者は、当事者の視点から仲裁人の見解に関連し得るいかなる事実又は状況についても十分に開示をうけることに利益を有するとの原則に基づいている。一般基準3(d)は、それ自体として、ある事実又は状況が開示されるべきか否かに関するいかなる疑いも、開示される方向で解決されるべきとしている。しかし、グリーン・リストに列挙されているような、一般基準2に規定されている客観的な観点によれば利益相反の外観も利益相反そのものも存在しないがゆえに当事者の視点から疑いを生じさせ得ない状況については、開示される必要はない。さらに、一般基準3(c)に反映されているように、開示がなされたことは、開示された事実が仲裁人の欠格事由に該当することを示唆するものではない。一般基準3(a)に基づく開示義務は、性質上、継続的なものである。
- (b) IBA仲裁委員会は、「事前放棄」と呼ばれることもある、将来発生しうる事実又は状況及びその結果発生しうる潜在的な利益相反に関する仲裁人候補者による宣言の使用について検討した。かかる宣言は、一般基準3(a)に基づく仲裁人の継続的な開示義務を免責するものではない。しかし、いかなる事前宣言又は事前放棄の有効性及び効果も、当該事前宣言又は事前放棄の文言、目下の具体的状況及び適用法の観点から評価されるべきものであるから、本ガイドラインにおいては、上記の点を除き事前宣言又は事前放棄の有効性及び効果について一定の見解を採ることはしない。
- (c) 開示がなされたことは、利益相反事由があることを示唆するものではない。開示をした仲裁人は、開示した事実の存在にもかかわらず自身は当事者に対して公正かつ独立していると考えていることになり、そうでなければ指名を辞退するか辞任することになる。つまり、開示をした仲裁人は、自身の義務を果たすことができていると感じていることになる。仲裁人のかかる評価に同意するか否かを判断する機会を当事者に与え、もし望むのであれば、さらに状況を究明することを可能とするのが開示の目的である。この一般基準により、開示がなされたこと自体が、仲裁人を欠格させるに十分な疑いの存在を示唆することはないこと、さらには、欠格事由の存在を推定させることもないことが明確にされている。むしろ、いかなる忌避申立ても、上記一般基準2の解説におけるもののような客観テストを満たす場合にのみ認容されるべきである。
- (d-f) (一般基準2及び3に規定されている) 開示又は欠格事由は、仲裁手続の特定の段階によって異なるべきではない。仲裁人が開示、選任の辞退又は職務継続を拒絶するべきかを決定するために関連するものは事実及び状況のみであり、手続の現在の状態や辞任による帰結ではない。仲裁手続の開始後に仲裁人が辞任しなければならないとすると実務的な懸念があり得るところではあるが、仲裁手続の段階によって区別を設けることは、一般基準とは整合しないことになる。
- (g) 一般基準3(c)の解説において説明されているとおり、忌避申立てが認められるためには

客観テストを充足しなければならないという事実の当然の帰結として、一般基準3(g)は、仲裁人の公正性又は独立性について当事者の視点から疑いを生じさせる可能性のある一定の事実及び状況を開示されなかったとしても、それが利益相反が存在すること又は欠格事由の存在が認められるべきことを必ずしも意味するものではないことを明確にしている。

(4) 当事者による放棄

- (a) (i) 仲裁人による開示を受領した、又は
(ii) それ以外の方法により、当事者が仲裁人の潜在的な利益相反を構成し得る事実又は状況を知らず、
いずれかの後の30日以内に、当事者がその仲裁人について明示の異議申立てをなさない場合、この一般基準の(b)項及び(c)項に従い、当事者は当該事実又は状況に基づく仲裁人のあらゆる潜在的な利益相反を放棄したとみなされ、その後の段階において当該事実又は状況を理由とするいかなる異議も申し立てることができない。
当事者は、仲裁手続の開始時又は進行中に合理的な調査を行っていれば明らかになったであろう4(a)(ii)項に基づくいかなる事実又は状況についても、それらを知ったものとみなされる。
- (b) 放棄不可能なレッド・リストに記載されている事実又は状況が存在する場合には、当事者によるいかなる放棄（一般基準3(b)にあるような宣言又は事前放棄を含む）も、また、その者を仲裁人とする当事者間のいかなる合意も、無効とみなす。
- (c) 放棄可能なレッド・リストに例示されているような利益相反が存在する者は、仲裁人となるべきではない。しかし、以下の条件を満たす者は、仲裁人としての選任を受諾し、又は仲裁人としての活動を継続することができる。
(i) 全ての当事者、全ての仲裁人及び仲裁機関又は（もし存在すれば）その他の仲裁人選任機関が、当該利益相反事由についての十分な知識を有していること、及び
(ii) 全ての当事者が、当該利益相反事由にもかかわらずその者が仲裁人となることに明示的に同意すること。
- (d) 仲裁人は、仲裁手続のいかなる段階においても、調停その他の手続を通じて、紛争の和解による解決に助力することができる。しかし、その前に、仲裁人は、そのように活動することが仲裁人としての任務を継続する資格を喪失させる事由となるものではないことについて、当事者の明示の合意を得るべきである。当該明示の合意は、当該手続への仲裁人の参加又は当該手続において仲裁人が知り得る情報から生じ得るあらゆる潜在的な利益相反事由に対しての、有効な放棄となるものとする。仲裁人の助力が事件の最終的な和解に結びつかない場合、当事者はその放棄に拘束され続ける。しかし、一般基準2(a)との一貫性から、当該合意にかかわらず、仲裁人は、和解手続への関与の結果、自身が将来の仲裁手続において公正性又は独立性を維持することに疑いを持つに至った場合には、辞任するものとする。

一般基準4の解説：

- (a) 一般基準4(a)に基づき、当事者は、30日以内に利益相反事由について異議を述べない場合には、当該利益相反事由からのいかなる潜在的な利益相反も放棄したものとみなされる。この期限は、開示手続を通じた場合を含め、当事者が関連する事実又は状況を認識した日から起算するべきである。
- (b) 一般基準4(b)は、一般基準4(a)から、放棄不可能なレッド・リスト記載の事由を除外するものである。将来生じ得る事実又は状況に関して当事者からの放棄を求める宣言をする仲裁人もいる。仲裁人が求めるかかる放棄の有無にかかわらず、一般基準3(b)にしたがって、仲裁手続中に生じた事実及び状況は、仲裁人の継続的開示義務の履行として、当事者に開示されるべきである。
- (c) 放棄可能なレッド・リストに例示されているような深刻な利益相反事由が存在していたとしても、そのような者に仲裁人として活動してもらいたいと当事者が望むことがある。ここでは、私的自治と公正かつ独立した仲裁人のみを望む要請との調整が必要である。放棄可能なレッド・リストに例示されているような深刻な利益相反事由を抱える者は、当事者が完全なる情報開示を受けた上で明示の放棄をした場合に限り仲裁人として活動できる。
- (d) 仲裁手続中に紛争の和解による解決に仲裁廷が助力するとの概念が確立している法域もあれば、そうでない法域もある。そのような手続の開始に先立つ当事者のインフォームド・コンセントは、潜在的な利益相反の有効な放棄とみなされるべきである。かかる同意は当事者の署名のある書面であることが求められる法域もある。適用される法の要件を満たしているならば明示の合意で十分であり、それが審問手続の議事録や発言記録に反映されることで足りる場合もあろう。加えて、仲裁人を欠格させる手段として当事者が仲裁人を和解プロセスに関与させることを回避するため、一般基準においては、仮に和解プロセスが奏功しない場合であっても放棄は引き続き有効であることを明確化している。当事者は、明示の同意をするに当たっては、仲裁人が辞任するリスクを含む、仲裁人が和解手続に助力することの帰結を理解しておくべきである。

(5) 範囲

- (a) 本ガイドラインは、選任方法にかかわらず、仲裁廷の長、単独仲裁人及び陪席仲裁人に等しく適用される。
- (b) 仲裁廷又は個々の仲裁人に対する補助者も、仲裁人と同様の公正性及び独立性に関する義務を負う。かかる義務の履行を仲裁手続の全ての段階において確保することは仲裁廷の責務である。

一般基準5の解説：

- (a) 仲裁廷の個々の仲裁人は公正かつ当事者から独立している義務を負うため、一般基準においては、単独仲裁人、仲裁廷の長、当事者選任仲裁人又は仲裁機関によって選任された仲裁人による区別を設けていない。
- (b) 仲裁の補助者に対しても公正性及び独立性に関する宣言に署名させる仲裁機関もある。このような要件の有無にかかわらず、仲裁廷の補助者は、（開示義務を含む）仲裁人と同様

の公正性及び独立性に関する義務を負う。かかる義務の履行を仲裁手続の全ての段階において確保することは仲裁廷の責務である。さらに、かかる義務は、仲裁廷又は仲裁廷を構成する個々の仲裁人に対する補助者に対しても適用される。

(6) 関係

- (a) 仲裁人は、原則として所属する法律事務所又は雇用主と同一視されるが、潜在的な利益相反事由が存在するか、又は開示がなされるべきかを決定するために事実又は状況との関連性を検討するにあたっては、仲裁人が所属する法律事務所又は雇用主の活動(もしあれば)、法律事務所又は雇用主の組織構造及び業務形態、並びに仲裁人とその法律事務所又は雇用主との関係は、事案毎に個別に判断されるべきである。仲裁人の所属する法律事務所又は雇用主が一方の当事者に関与する活動をしていたことは、必ずしも利益相反の原因となるものではなく、開示義務の原因となるものでもない。同様に、一方の当事者が、仲裁人の所属する法律事務所又は雇用主と関係のある集団の一員であった場合、そのような事実は事案毎に個別に判断されるべきであり、それのみをもって必ずしも利益相反の原因を構成したり開示義務の原因となったりするものではない。
- (b) 当事者に支配的な影響力を有する又は仲裁手続において下される判断について直接の経済的利益を有する若しくは当事者に対して補償義務を負ういかなる法人又は自然人も、その当事者と同一とみなされることがある。
- (c) 当事者が支配的な影響力を有するいかなる法人又は自然人も、その当事者と同一とみなされることがある。

一般基準6の解説：

- (a) 大規模法律事務所に所属する弁護士である、又は会社若しくはその他の種類の組織に雇用されている者であるとしても、自己の選択する者を仲裁人として選任する当事者の利益と、国際仲裁における仲裁人の公正性及び独立性を維持することの重要性との調和を図る必要がある。仲裁人は、原則として、所属する法律事務所又は雇用主と同一視されなければならないが、仲裁人が所属する法律事務所又は雇用主の活動が自動的に利益相反事由を構成するとされるべきではない。(i) 法律事務所又は雇用主による業務の性質、時期及び範囲といった仲裁人の所属する法律事務所又は雇用主の活動、(ii) 法律事務所又は雇用主の組織構造及び業務形態、並びに(iii) 仲裁人と法律事務所又は雇用主との関係性は、事案毎に考慮されるべきである。当事者との関係は法律問題に関する代理行為以外の活動も含み得るため、一般基準6(a)は、「のために活動する」ではなく「に関与する」という用語を用いている。仲裁の当事者が企業集団の一員であるときは、利益相反に関して特別の問題が生じる。個々の企業の構成形態には非常に幅広い差異があることから、一義的なルールは適切ではない。その反対に、同一の企業集団における他の構成主体との連携の個々の状況及びかかる構成主体と仲裁人の所属する法律事務所又は雇用主との関係が、事案毎に考慮されるべきである。

国際的な法律業務の構造の進化は、一般基準6(a)の目的において、何が法律事務所を構成するのかという問いを生じさせる。一般的な説明としては、この目的における法律事務所

とは、仲裁人がパートナーであるか、又はカウンセル若しくはオブ・カウンセルといった名称を問わず従業員の地位にあること等により正式に所属している法律事務所を指す。異なる法律事務所が、協働し及び/又は収益を共有するような構造は、仲裁人が当該他の事務所とも同一であるとみなされる根拠となり得る。同様に、バリスターのチェンバースは、利益相反に関して法律事務所と同視されるべきではないが、バリスター、当事者、及び/又は代理人との間の関係の見地からは、開示がなされるべき場合もあろう。

- (b) 特に、国際仲裁の当事者が法人である場合、その法人に支配的な影響力を有する及び/又は仲裁手続において下される判断について直接の経済的利益を有する若しくは当事者に対して補償義務を負う他の法人及び自然人が存在することがある。各状況は個別に評価されるべきである。一般基準6(b)は、かかる主体が実質的に当事者と同一視される場合があることを明確化している。このような支配、利害関係、又は補償義務は、自然人においても生じ得るものであり、同様の結果となる。

第三者資金提供者又は保険者は、紛争中の事件の追行若しくは防御に直接の経済的利益を有している場合、仲裁の当事者に対する支配的影響力を有している場合、又は仲裁人の選任を含む手続の進行に対して影響力を有している場合がある。これらの区別は、かかる主体が当事者と同一とみなされるべきか否かを検討する際に関連する可能性がある。

- (c) 会社に関して、一般基準6(c)は、親会社が仲裁手続の当事者である場合において、その親会社が子会社に対する支配的影響力を有しているときは、当該子会社が親会社と同一とみなされ得ることを意味する。自然人についても同様の結果となる。例えば、自然人が仲裁手続の当事者である場合、その者が支配的影響力を有する非公開会社は、当該自然人と同一とみなされ得る。

国家に関しては、その組織は典型的には、地域又は地方自治体や独立機関など、中央政府とは法的又は政治的に独立した、別個の法人により構成されている。そのような関係は、「支配的影響力」又は「直接の経済的利益」という基準には必ずしも含まれるものではない。そのような主体間の関係は多様であるため、包括的なルールを設けることは適切ではないと考えられる。その代わりに、当該関係の具体的な事情と、紛争の対象との関連性を個別の事案毎に検討すべきである。したがって、国家若しくは国家機関、下部機関、又は補助機関が仲裁の当事者である場合には、たとえ当該主体の地位に争いがある場合であっても、仲裁人は、地域若しくは地方自治体、独立機関、又は国有企業のような主体との関係について、それらが国家の組織の一部であるか否か、又は民間の地位を有するか否かを問わず、開示するべきかを検討するべきである。逆の場合もまた同様である。

(7) 仲裁人及び当事者の義務

- (a) 当事者は、仲裁人、仲裁廷、他の当事者及び仲裁機関又は（もしあれば）その他の仲裁人選任機関に対して、以下の情報を知らせるものとする。

- (i) 仲裁人と以下のいずれかの者との間の直接又は間接の関係
- ・当該当事者

- ・同一企業集団に属する別の会社
- ・仲裁手続の当事者に支配的な影響力を有する個人又は団体
- ・当事者が支配的な影響力を有する個人又は団体
- ・仲裁手続において下される判断に直接の経済的利益を有する又は当事者に対して補償義務を負う個人若しくは団体

(ii) 一般基準3に従って開示をするときに仲裁人が考慮すべきと当該当事者が考えるその他のあらゆる個人又は団体。

当該当事者は、可及的速やかに、率先してこれを行うものとする。

- (b) 一般規則7(a)を遵守するため、当事者は、合理的な調査を実施し、利用可能な全ての関連情報を提供するものとする。
- (c) 当事者は、仲裁人、仲裁廷、他の当事者及び仲裁機関又は（もしあれば）他の仲裁人選任機関に対して、仲裁手続に出頭する代理人の情報及び代理人と仲裁人が同一のバリスターのチェンバースの構成員であることを含む、代理人と仲裁人のいかなる関係についても知らせるものとする。当事者は、可及的速やかに、かつ、代理人のチームに変更がある毎に、自発的にこれを行うものとする。
- (d) 仲裁人は、利益相反事由及び仲裁人の公正性又は独立性に合理的疑いを生じさせるおそれのあるあらゆる事実又は状況を特定するための合理的な調査を実施する義務を負う。仲裁人がかかる合理的調査を怠った場合には、仲裁人は、不知を理由として利益相反の不開示の責任を免れることはできない。

一般基準7の解説：

- (a) 当事者は、仲裁人との間のいかなる関係も開示することが求められる。かかる関係の開示は、選任後に知った情報に基づく仲裁人の公正性又は独立性に関する認容見込みのない忌避申立てのリスクを減少させる。仲裁人と当事者（及び/若しくは同一の企業集団に属する他の会社及び/又は仲裁手続の当事者に支配的な影響力を有する個人及び/又は当事者が支配的な影響力を有する法人又は自然人）の間の直接的又は間接的な関係の開示義務は、仲裁手続に対して資金提供をする団体のように、仲裁手続において下される判断に直接の経済的利益を有する、又はその判断について当事者に対する補償義務を負う法人又は自然人との関係にも及ぶ。仲裁人が開示する際に考慮すべきと当事者が考える個人又は団体のリストを提供する場合、当事者は、これらの個人又は団体の紛争との関係を説明することが求められる。
- (b) 当事者は、開示義務を果たすためには、当事者にとって合理的な範囲で利用可能なあらゆる関連する情報を調査する義務を負う。加えて、仲裁手続のあらゆる当事者は、仲裁手続の開始時から、手続全体を通じて継続的に、一般基準を適用すれば仲裁人の公正性又は独立性に影響を与えるおそれのある利用可能な情報を確認し、開示する合理的な努力を払うことが求められる。
- (c) 仲裁手続において助言し、又は出頭する代理人は、可及的速やかに、当事者によって明らかにされなければならない。仲裁において助言し、又は出頭する代理人に関する情報についての当事者の開示義務は、当該当事者の代理人チームの全てのメンバーに及び、仲裁手

続の開始時から生じる。

- (d) 仲裁人は、本ガイドラインに基づく開示義務を果たすために、自身が合理的に利用可能なあらゆる関連情報を調査することが求められる。

第2章：一般基準の実際の適用

1. 実際に重要な影響を与えるために、本ガイドラインは、今日の仲裁実務において発生する可能性の高い状況を本適用リストで取り扱っている。しかし、これらのリストは全ての状況を網羅することはできず、全ての場合において、一般基準が結果を支配するべきである。言い換えれば、一般基準が例示的な本適用リストに優先する。
2. レッド・リストは、「放棄不可能なレッド・リスト」（一般基準2(d)及び4(b)を参照）と「放棄可能なレッド・リスト」（一般基準4(c)を参照）の2つの部分から構成される。これらのリストは、網羅的ではなく、事案の事実関係によっては仲裁人の公正性及び独立性について正当な疑いをもたらす具体的な状況を詳述している。すなわち、これらの状況においては、関連する事実及び状況を知っている合理的な第三者に照らすと、利益相反が存在する（一般基準2(b)を参照）。放棄不可能なレッド・リストは、何人も自分自身について裁くことはできないという大原則から導かれる状況が含まれている。したがって、そのような状況の受容によっても利益相反を治癒することはできない。放棄可能なレッド・リストは、深刻とまでは言えないが重大な状況を取り上げている。その重大性に鑑み、オレンジ・リストに列挙されている状況とは異なり、一般基準4(c)に規定されているように、当事者が利益相反の状況を認識した上でそのような者に仲裁人として活動して欲しい意向を明示的に表明した場合に限り、放棄可能とみなされるべきである。
3. オレンジ・リストは、事案の事実関係によっては当事者の視点から仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある具体的な状況を列挙した非網羅的なリストである。したがって、オレンジ・リストは、一般基準3(a)に該当するであろう状況を反映しており、その結果として、仲裁人はその状況を開示する義務を負う。これら全ての状況において、仲裁人による開示後、適時に異議申立てがなされない場合には、一般基準4(a)により、当事者は当該仲裁人を受容したものとみなされる。
4. 開示は、利益相反が存在することを示唆するものではなく、それ自体によって仲裁人の欠格事由とされる、又は欠格事由を推定させるものとするべきでもない。開示の目的は、仲裁人の公正性又は独立性についての正当な疑いがあるか否かについて、客観的に、すなわち、関連する事実及び状況に関する知識を有する合理的な第三者の視点から決定するために、当事者が更なる調査を希望する可能性のある状況を、当事者に知らせることである。正当な疑いはないという結論になれば、その者は仲裁人として活動することができる。放棄不可能なレッド・リストに列挙されている状況の場合を除き、当事者から適時に異議申立てがなされない場合又は放棄可能なレッド・リストに列挙されている状況において一般基準4(c)に従った当事者による明示の承認がある場合にも、同様に仲裁人として活動することができる。当事者が仲裁人の忌避申立てをしたとしても、その忌避申立てについて判断する権限を有する機関が、その忌避申立ては一般基準2の解説で示される欠格事由の客観テストの要件を満たさないと決定したときは、仲裁人として活動することができる。
5. 仲裁人が当該事実又は状況を開示しなかったことを根拠とする事後的な忌避申立ては、非選任、事後的な欠格又は仲裁判断に対する異議の認容を自動的にもたらすべきではない。

一般基準3(g)において規定されるように、開示がなされなかったことそれ自体は、仲裁人が公正性又は独立性を欠くとする理由とすることはできず、仲裁人が開示を怠った事実又は状況のみが、仲裁人が公正性又は独立性を欠くとする理由となり得る。

6. オレンジ・リストに列挙されていない状況又はオレンジ・リストの一部で用いられている期間制限を超える状況に関しては、開示されるべきであるとの推定はされない。しかし、当該仲裁人は、状況に応じてケース・バイ・ケースで、オレンジ・リストに列挙されていない状況であっても、当事者の視点から、自身の公正性又は独立性に疑いを生じさせるものであるか、評価する必要がある。オレンジ・リストは、非網羅的な、具体例のリストであるため、オレンジ・リストに列挙されていなかったとしても、状況に応じて、仲裁人による開示が必要となる状況もあり得る。そのような状況として、例えば、オレンジ・リストに規定のある3年の期間より前の同一の当事者若しくは代理人からの繰り返しの選任、又は仲裁人が当該事件における問題と類似の問題を有する無関係な事案において同時に代理人を務めていることがあり得る。同様に、仲裁人が担当している継続中の案件と同一の当事者又は代理人からの選任も、状況によっては開示されなければならない場合がある。本ガイドラインにおいては、仲裁人が過去において仲裁廷の他の仲裁人又は現在の事件の代理人の一人と同一の仲裁廷を構成したことがあることの開示を常に求めているわけではないが、仲裁廷の他の仲裁人と頻繁に他の仲裁事件において共に代理人として活動し又は他の仲裁事件において共に仲裁人として活動している事実が、当事者の視点から、当該事案の事実や状況によっては、仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある仲裁廷内の均衡を欠くものと見られる可能性があるかどうかを、仲裁人はケース・バイ・ケースで判断するべきである。もし「そのような可能性がある」と結論付けられる場合には、仲裁人は開示するべきである。
7. グリーン・リストは、主観的又は客観的基準のいずれの下でも、利益相反の外観も実際の利益相反も存在し得ない具体的な状況の非網羅的なリストである。したがって、仲裁人は、グリーン・リストに該当する状況を開示する義務はない。一般基準3(a)の解説で既に述べたとおり、グリーン・リストは、開示義務は合理性に基づいて限定されるという事実を反映している。
8. 各リストに列挙されている事項の分類の境界線は微妙なものもあり、ある特定の状況があるリストではなく、別のリストに記載されるべきであるとの議論はあり得る。また、各リストは、様々な状況について、「重大な」及び「関連する」という一般的な用語を含んでいる。各リストは、国際原則及びベストプラクティスを可能な限り反映したものであり、各事案の事実や状況に即して合理的に解釈されるべき規範をこれ以上さらに定義することは、逆効果であろう。

(1) 放棄不可能なレッド・リスト

- 1.1 当事者と仲裁人が同一である、又は仲裁人が仲裁において当事者である個人又は団体の代表者若しくは従業員である。
- 1.2 仲裁人が、一方の当事者若しくは仲裁手続において下される仲裁判断に直接の経済的利益を有する団体の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である又はこれらに支配的な影響

力を有している。

- 1.3 仲裁人が、一方の当事者又は事件の結果について、重大な財務的又は個人的な利害関係を有している。
- 1.4 仲裁人が、現在又は定期的に当事者又はその関係会社⁴に対して助言しており、仲裁人又はその仲裁人の法律事務所若しくは使用者がそこから重大な財務上の収入を得ている。

(2) 放棄可能なレッド・リスト

2.1 仲裁人と紛争との関係

- 2.1.1 仲裁人が、一方の当事者又はその関係会社に対して、当該紛争について法的な助言を行った、又は専門家証人としての意見を提供したことがある。
- 2.1.2 仲裁人が、以前に当該事件に関わったことがある。

2.2 仲裁人の当該紛争への直接又は間接の利害関係

- 2.2.1 仲裁人が、持分が公開されていない一方の当事者又はその関係会社の持分を、直接又は間接に保有している。
- 2.2.2 仲裁人の近親者⁵が、紛争の結果に重大な経済的利害を有している。
- 2.2.3 仲裁人又はその近親者が、紛争に敗れた当事者からの追及に対して責任を負う可能性がある非当事者との間に、親密な関係を有している。

2.3 仲裁人と当事者又は代理人との関係

- 2.3.1 仲裁人が、現在又は定期的に一方の当事者若しくはその関係会社を代理している又はこれらに助言しているが、そこから重大な財務上の収入を得ていない。
- 2.3.2 仲裁人が、現在、一方の当事者の代理人である弁護士若しくは法律事務所を代理している又はこれらに助言している。
- 2.3.3 仲裁人が、一方の当事者の代理人と同じ法律事務所の弁護士である。
- 2.3.4 一方の当事者の関係会社が仲裁において紛争となっている事項に直接に関係している場合において、仲裁人が、当該関係会社の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である又はこれに支配的な影響力を有している。
- 2.3.5 仲裁人の法律事務所又はその使用者が、過去において当該事件に関与したが、その関与は終了して、仲裁人自身はこれに関与したことがない。
- 2.3.6 仲裁人の法律事務所又はその使用者が、現在、一方の当事者又はその関係会社との間で、重大な商業上の関係を有している。
- 2.3.7 仲裁人が、一方の当事者、一方の当事者若しくはその関係会社の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である者若しくはこれらに支配的な影響力を有する者、又は当事者の代理人の近親者である。

⁴ 本適用リストを通じて、「関係会社」とは、親会社を含む企業集団を構成する全ての会社、及び/又は仲裁手続においてその当事者に支配的な影響力を有する個人、及び/又は当事者が支配的な影響力を有する個人又は団体を含む。

⁵ 本適用リストを通じて、「近親者」とは、配偶者、兄弟姉妹、子、親又は生涯のパートナーその他近い関係のある家族をいう。

2.3.8 仲裁人の近親者が、一方の当事者又はその関係会社について、重大な財務上又は個人的な利害関係を有している。

(3) オレンジ・リスト

3.1 一方の当事者への役務提供その他当該事件への関与

3.1.1 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事案において、選任しようとする一方の当事者若しくはその関係会社の代理人を務め、又は当該当事者若しくはその関係会社に助言し若しくはこれらから相談を受けたが、仲裁人及び当該当事者又はその関係会社は現在継続する関係を有していない。

3.1.2 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事案につき、一方の当事者又はその関係会社の相手方の代理人を務めた。

3.1.3 仲裁人が、過去3年以内に、一方の当事者又はその関係会社から、2回以上仲裁人に選任された⁶。

3.1.4 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事案につき、一方の当事者又はその関係会社から、2回以上、模擬審問又は審問手続の準備を補助するために選任された。

3.1.5 仲裁人が、一方の当事者又はその関係会社が関与する関連事項又は関連事案についての別の仲裁の仲裁人又は代理人を、現在務めている又は過去3年以内に務めた。

3.1.6 仲裁人が、無関係な事案につき、一方の当事者又はその関係会社のための専門家証人を、現在務めている又は過去3年以内に務めた。

3.1.7 仲裁人の法律事務所又はその使用者が、現在、その法律事務所又は使用者との重大な商業上の関係を構築することなく、かつ当該仲裁人が関与することなく、一方の当事者又はその関係会社に対して、現在又は定期的に役務を提供しており、かつ当該役務が現在の紛争に関係していない。

3.1.8 仲裁人の法律事務所又は使用者と多額の報酬その他の収入を分配し合っている法律事務所又はその他の法律組織が、仲裁廷に係属する紛争の一方の当事者又はその関係会社に役務を提供している。

3.2 仲裁人と別の仲裁人又は代理人との関係

3.2.1 仲裁人と別の仲裁人とが、同じ法律事務所の弁護士である、又は同じ使用者を有する。

3.2.2 仲裁人と別の仲裁人又は一方の当事者の代理人とが、同じバリスターのチェンバースの構成員である。

3.2.3 仲裁人が、過去3年以内に、当該仲裁における別の仲裁人又はいずれかの代理人と、共同事業者その他提携関係にあった。

3.2.4 仲裁人の法律事務所の弁護士が、一方の当事者、両当事者又は一方の当事者の関係

⁶ 例えば海事仲裁、スポーツ仲裁又は商品先物仲裁のように、特定の種類の仲裁事件では、仲裁人は、専門家の集団又は義務的リストの中から選任されることもある。そのような分野で活動する当事者は、選任する当事者が、異なる事件において同一の仲裁人を頻繁に選任する慣行又は実務を知っていることもある。その場合には、複数回の選任を開示することが、3.1.3条と整合し、依然として望ましいだろうが、開示範囲及び繰り返される選任の帰結は、本ガイドラインで規定されたものとは異なり得る。

会社が関与する、関連事項又は関連事案における別の紛争の仲裁人である。

- 3.2.5 仲裁人の近親者が、一方の当事者を代理している法律事務所の共同事業者又は従業員であるが、当該紛争を補助していない。
 - 3.2.6 仲裁人と当事者の代理人の間に密接な個人的友好関係が存在している。
 - 3.2.7 仲裁人と当該仲裁に出頭する代理人との間に反目関係が存在している。
 - 3.2.8 仲裁人が、過去3年以内に、同じ代理人又は法律事務所から、4回以上仲裁人として選任された。
 - 3.2.9 仲裁人が、過去3年以内に、同じ代理人又は法律事務所から、4回以上専門家証人に選任された。
 - 3.2.10 仲裁人が、過去3年以内に、同じ代理人又は法律事務所から、4回以上模擬審問又は審問手続の準備を補助するために選任された。
 - 3.2.11 仲裁人と当該仲裁における別の仲裁人又は一方の当事者の代理人が、現在又は過去3年以内に、共同代理人として活動した。
 - 3.2.12 仲裁人と一方の当事者の代理人が、現在、別の仲裁手続において、共に仲裁人を務めている。
 - 3.2.13 仲裁人と同じ仲裁廷を構成する別の仲裁人が、現在、別の仲裁手続において、共に仲裁人として務めている。
- 3.3 仲裁人と仲裁の当事者及び/又は他の関係者との関係
- 3.3.1 仲裁人の法律事務所が、現在、一方の当事者又はその関係会社の相手方の側で活動している。
 - 3.3.2 仲裁人が、例えば元従業員又は共同事業者等の専門家としての資格において、専門家証人、一方の当事者又は一方の当事者の関係会社と関係を有していた。
 - 3.3.3 仲裁人と、一方の当事者の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である者、仲裁手続において下される判断に直接の経済的利益を有する団体、例えば支配株主のように一方の当事者若しくはその関係会社に対して支配的な影響力を有する者、又は事実証人若しくは専門家証人との間に、密接な個人的友好関係が存在している。
 - 3.3.4 仲裁人と、一方の当事者の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である者、仲裁手続において下される判断に直接の経済的利益を有する団体、一方の当事者若しくはその関係会社に対して支配的な影響力を有する者、又は事実証人若しくは専門家証人との間に、反目関係が存在している。
 - 3.3.5 仲裁人が元裁判官であり、かつ、過去3年以内に、一方の当事者又はその関係会社に関連する重大な事件を審理した。
 - 3.3.6 仲裁人が、自らが代理人として活動する別の事案のために、仲裁手続に出頭する専門家証人を指導している。
- 3.4 その他の状況
- 3.4.1 仲裁人が、上場されている一方の当事者又はその関係会社の株式を、数又は額面からみて重要な程度に、直接又は間接に保有している。

- 3.4.2 仲裁人が、当該事件に関して、刊行物、講演、ソーシャルメディア若しくはオンラインの専門家ネットワーキングプラットフォームを通じて、又はその他手段を問わず、公に立場を表明した。
- 3.4.3 仲裁人が、当該紛争につき管理している仲裁機関又は仲裁人を選任する権限を有する機関において、役員その他の意思決定を行う役職を有しており、その地位において当該仲裁手続に関する意思決定に関与した。
- 3.4.4 一方の当事者の関係会社が仲裁において紛争となっている事案に直接関係していない場合において、仲裁人が、当該関係会社の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である、又はこれに支配的な影響力を有している。

(4) グリーン・リスト

4.1 過去に表明した法律意見

- 4.1.1 仲裁人が、過去に、（例えば法律雑誌の記事又は講演等において）当該仲裁事件においても生じる問題に関する法的見解を表明した（しかし、その見解は当該事件に焦点を合わせたものではない。）。

4.2 現在における一方の当事者のための役務提供

- 4.2.1 仲裁人の法律事務所又はその使用者と提携関係又は協力関係にあるが、多額の報酬又は収入を分配し合っていない法律事務所が、無関係な事案につき、一方の当事者又はその関係会社に役務を提供している。

4.3 別の仲裁人又は一方の当事者の代理人との接触

- 4.3.1 仲裁人が、別の仲裁人又は一方の当事者の代理人と、同じ専門家団体、社会的団体若しくは慈善団体のメンバーシップを通じて、又はソーシャル・メディア・ネットワークを介して、関係を有している。
- 4.3.2 仲裁人と一方の当事者の代理人とが、過去に、共に仲裁人を務めた。
- 4.3.3 仲裁人が、別の仲裁人若しくは一方の当事者の代理人と同じ学部若しくは学校で教鞭をとっている、又は専門家団体、社会的団体若しくは慈善団体の役員を別の仲裁人若しくは一方の当事者の代理人と共に務めている。
- 4.3.4 仲裁人が別の仲裁人又は当事者の代理人と共に、一つ又は複数の会議において、講演者、司会者若しくは企画者を務め、又はセミナー、専門家団体、社会団体若しくは慈善団体の作業部会に参加した。

4.4 仲裁人と一方の当事者との接触

- 4.4.1 仲裁人が、選任の前に、当事者又はその関係会社（若しくはこれらの代理人）と最初の接触をしたが、当該接触は当該仲裁人の繁忙状況及び受任資格の確認又は仲裁廷の長の候補者の氏名に限定され、当該事案の基礎的な理解を仲裁人に提供することを超えて、紛争の本案又は手続の情報については言及していない。
- 4.4.2 仲裁人が、上場されている一方の当事者又はその関係会社について、重大とはいえ

ない量の株式を保有している。

4.4.3 仲裁人が、一方の当事者若しくはその関係会社の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である者又はこれらに支配的な影響力を有する者と、共同の専門家証人として働いたことがある又は同一事件の仲裁人を含む別の専門家としての知見に基づき働いたことがある。

4.4.4 仲裁人が、一方の当事者又はその関係会社と、ソーシャル・メディア・ネットワークを介して関係を有している。

4.5 仲裁人と専門家証人の一人との間の接触

4.5.1 別の事案で仲裁人として活動する場合において、当該仲裁人が、現在の手続において出頭する専門家証人から証言を聞いた。

2014年ガイドラインの改訂のための タスクフォースのメンバー

<i>Chair</i>	<i>Members</i>
Erica Stein	André Abbud
<i>IBA Arbitration Guidelines and Rules Subcommittee</i>	<i>BMA Advogados, São Paulo/Rio de Janeiro/Brasilia</i>
<i>Co-Chair 2022–2023, Stein Arbitration, Brussels</i>	Folashade Alli
Vice-Chair	<i>Folashade Alli & Associates, Lagos</i>
Claudia Frutos-Peterson	Richard Apphun
<i>Curtis Mallet, Washington DC</i>	<i>AL Contract Services, Rome</i>
Secretaries	Benan Arseven
David Blackman	<i>Moroğlu Arseven, Istanbul</i>
<i>Chaffetz Lindsey, New York</i>	Giedrė Aukštuolienė
Viva Dadwal	<i>Ellex, Vilnius</i>
<i>King & Spalding, New York</i>	Julie Bédard
Team Leaders	<i>Skadden, New York/São Paulo</i>
Nicolas Angelet	Pierre Bienvenu
<i>Angelet Law, Brussels</i>	<i>IMK avocats, Montreal</i>
Crina Baltag	David Blackman
<i>Stockholm University, Stockholm</i>	<i>Chaffetz Lindsey, New York</i>
Dániel Dózsa	Lawrence Boo
<i>Queritius, Budapest</i>	<i>The Arbitration Chambers, Singapore</i>
Sarah Grimmer	Daniela Bambaci
<i>Twenty Essex, Singapore</i>	<i>BRG, Buenos Aires/New York</i>
Jan Heiner Nedden	Alfredo Bullard
<i>Hanefeld, Hamburg</i>	<i>Bullard Falla Ezcurra, Lima</i>
Marily Paralika	Pierre Burger
<i>Fieldfisher, Paris</i>	<i>Werksmans, Johannesburg</i>
Louise Reilly	Juliana Castillo
<i>The Law Library, Ireland</i>	<i>Eviosys, Paris</i>
Mallory Silberman	Zarina Chinoy
<i>Georgetown University, Washington DC</i>	<i>Panchshil Realty, Pune</i>
Hilde van der Baan	Daniel Heilbron Chrispim
<i>Allen & Overy, Amsterdam</i>	<i>Galp, Rio de Janeiro</i>
Galina Zukova	Stephanie Cohen
<i>Zukova Legal, Paris</i>	<i>Cohen Arbitration, New York</i>
	Sylvie Bebohi Ebongo
	<i>HBE Avocats, Paris/Yaoundé</i>
	Khaled Abou El Houda
	<i>Houda Law Firm, Dakar</i>

<p>Kun Fan <i>UNSW, Sydney</i></p> <p>Lauren Friedman <i>King & Spalding, New York</i></p> <p>Alice Fremuth-Wolf <i>Nivalion, Vienna</i></p> <p>Beata Gessel <i>Gessel Kancelaria, Warsaw</i></p> <p>Tom Glasgow <i>Omni Bridgeway, Singapore</i></p> <p>Sandra González <i>Ferrere, Montevideo</i></p> <p>Ji Hi Jung <i>General Motors International, Seoul</i></p> <p>Frank Hormes <i>Hochtief, Essen</i></p> <p>Sofia de Sampaio Jalles <i>Armesto & Asociados, Madrid</i></p> <p>Dyalá Jimenez <i>DJ Arbitraje, San José</i></p> <p>Pál Kara <i>MOL Hungarian Oil and Gas Plc, Budapest</i></p> <p>Jennifer Kirby <i>Kirby Arbitration, Paris/New York</i></p> <p>Christian Leathley <i>HSF, New York</i></p> <p>Barton Legum <i>Honlet Legum, Paris</i></p>	<p>Silvia Marchili <i>White & Case, Houston</i></p> <p>Ricardo Dalmaso Marques <i>META, São Paulo</i></p> <p>Lucy Martinez <i>Martinez Arbitration, Sydney/London</i></p> <p>Alexis Murre <i>MGC Arbitration, Paris</i></p> <p>Christa Mueller <i>Mueller Abogados, Mexico City</i></p> <p>Harold Noh <i>Kim & Chang, Seoul</i></p> <p>Yoshimi Ohara <i>Nagashima Ohno & Tsunematsu, Tokyo</i></p> <p>Sherina Petit <i>Norton Rose, London</i></p> <p>Ren Qing <i>Global Law Office, Beijing</i></p> <p>Noradèle Radjai <i>Lalive, Geneva</i></p> <p>Sami Tannous <i>Freshfields, Dubai</i></p> <p>Paul Tichauer <i>CEO Arbitration, Toronto</i></p> <p>Jiří Urban <i>KPMG, Prague</i></p> <p>Mohamed S. Abdel Wahab <i>Zulficar Partners, Cairo</i></p> <p>Duncan Watson <i>Quinn Emanuel, Hong Kong/Perth</i></p>
--	--

[翻訳者註] 公益社団法人日本仲裁人協会・翻訳プロジェクトメンバー

[Translator's Note] Project Members of the Japan Association of Arbitrators (JAA)

土門駿介 (プロジェクトリーダー) Shunsuke Domon (Project Leader)

河浪潤 Jun Kawanami

松下外 Gai Matsushita

佐藤誠高 Masataka Sato

祖父江佑斗 Yuto Sobue

高橋直樹 Naoki Takahashi

辰野嘉則 Yoshinori Tatsuno

戸田祥太 Shota Toda

(アルファベット順Alphabetical Order)

この日本語訳は、日本仲裁人協会が作成した、国際仲裁における利益相反に関するIBAガイドライン2014年版の日本語訳をベースにして作成されました。

This translation was prepared based on the translation of IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration 2014, which was prepared by the Japan Association of Arbitrators.